

入札公告(土木工事)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年7月17日

分任契約担当官  
陸上自衛隊相浦駐屯地  
第363会計隊長 酒井 博未

1 工事概要

- (1) 工事名 : 相浦外柵改修工事
- (2) 工事場所: 長崎県佐世保市大潟町678 陸上自衛隊相浦駐屯地
- (3) 工事内容: 本工事は、以下の工事を行うものである。  
用途(土木一式)  
土木建築工事 1式
- (4) 工期 : 令和9年3月10日(水)まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8・9年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。))。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表に示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

| 工事区分 | 格付 |
|------|----|
| 土木工事 | D  |
| 建築工事 | D  |

- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。))。
- なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
- また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。  
 ア 本工事の施工に必要な資格を有する監理技術者等を配置すること。  
 イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)  
 なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。  
 ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第363会計隊が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保証されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

| ①入札及び契約事項に関する問い合わせ先                                                                                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〒858-8555<br>長崎県佐世保市大湊町678<br>陸上自衛隊相浦駐屯地 第363会計隊 契約班<br>担当 清野、魚住<br>TEL 0956-47-2166(内線2342)<br>FAX 0956-34-1177(直通)<br>Mail 363fin_wafin_wa@inet.gsdf.mod.go.jp |

| ②仕様書に関する問い合わせ先                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 〒858-8555<br>長崎県佐世保市大湊町678<br>陸上自衛隊相浦駐屯地 業務隊管理科<br>担当 廣瀬<br>TEL 0956-47-2166(内線2381) |

#### (2) 入札説明書の交付期間等

- ア 交付期間 令和8年7月18日(土) から 令和8年7月29日(水) まで  
 (行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

#### イ 交付場所

- 3(1)①の担当部局において交付を行う。

#### (3) 現場説明会

- 統一して実施しない。ただし、希望する者は個別に第3項(1)②に示す者と日時を調整し、細部内容を確認する。

#### (4) 申請書及び資料の提出期限等

- ア 提出期限: 令和8年7月29日(水) 午前12時00分まで  
 イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)

#### (5) 入札書の受領期限等

- ア 受領期限: 令和8年8月18日(火)  
 イ 提出方法: 3(1)①の担当部局に持参又は郵送等する。  
 ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

#### (6) 開札の日時及び場所

- ア 日時 : 令和8年8月19日(水) 午前10時00分  
 イ 場所 : 相浦駐屯地会計隊入札室

#### 4 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金:免除
- (3) 契約保証金 納付  
実施要領は、契約締結後別に示す。  
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。  
なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(予決令第86条の調査を受けた者との契約については請負代金額の10分の3)以上とする。
- (4) 入札の無効  
次に掲げる入札は無効とする。  
ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札  
イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札  
ウ 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたい入札  
エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合  
オ その他入札に関する条件に違反した入札
- (5) 落札者の決定方法  
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (6) 配置予定監理技術者の確認  
落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。  
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約書作成の要否 :要
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口: 上記3(1)①に同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加  
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。
- (14) 8月8日(土)から8月16日(日)の間は夏期休暇のため対応できないので、当該時期以外で問い合わせること。
- (15) 詳細は、入札説明書による。

# 相浦外柵改修工事

表紙

|               |          |      |      |    |          |
|---------------|----------|------|------|----|----------|
| 件名            | 相浦外柵改修工事 |      |      |    | 1/3      |
| 図名            | 取紙       |      |      |    |          |
| 業務隊長          | 佐藤 健     | 監理班長 | 工事企画 | 管財 | 監計者      |
|               | 水野       | 山田   | 木村   | 門田 | 天野       |
| 陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊 |          |      |      |    | 令和8年7月9日 |

仕 様 書

- 1 件 名 相浦外柵改修工事
- 2 場 所 長崎県佐世保市大湯町 6 7 8 陸上自衛隊 相浦駐屯地
- 3 概 要 相浦駐屯地東側（約 2 2 4 m）外柵を補修する。
- (1) 土木工事・・・・・・・一式
- (2) 建築工事・・・・・・・一式

4 一般事項

- (1) 本工事は、本社様書によるほか防衛省整備計画局監修「土木工事共通仕様書」、製造するメーカーの仕様によるものとする。
- (2) 本作業の実施に当たっては、関係諸法規を遵守すること。
- (3) 受注者は、「公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「建設業法」に基づき、施工体制台帳の作成等について、法令遵守のうえ実施するものとする。
- (4) 本工事に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (5) 本工事に際し、仕様書に記載なき事項で取合い及び技術的に当然施工すべき事項については、受注者の責任において施工するものとする。
- (6) 作業に掛る事前に必ず現場確認、測量等を実施し、監督官と打合せ及び日程調整をするものとする。
- (7) 本工事の写真は、着工前・竣工後・主要な作業状況及び監督官の指示する箇所を撮影するとともに、工事後隠蔽となる部分は確実な写真管理を実施するものとする。工事完了後、A 4 判工事写真帳（カラー）に整理して 1 部監督官に提出するものとする。
- (8) 工事は他の施設に損傷を与えないよう十分注意して実施すること。万一管理施設人員に損傷を与えた場合は、受注者の責任において速やかに補償及び現状に復旧するものとする。（工事場所付近に赤外線センサー有り）
- (9) 工事実施に際し、重機等の使用により地盤面の植生に損傷を与える可能性がある場合は、事前に養生等を実施するものとする。
- (10) 施工中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚損した場合は、請負者の責任において速やかに現状に復旧するものとする。
- (11) 工事実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。
- (12) 工事実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (13) 駐屯地の出入門時間は、8 時 3 0 分～1 8 時 0 0 分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。
- (14) 本工事に使用する材料は、全て新品とし、監督官の検査を受け、合格したものを使用する。
- (15) 本工事に必要な電力及び給水等は管給しないものとし、電気は発電機、給水は水タンクの搬入を基本とする。ただし、前記要領で使用できない場合は管側と調整し、メーター等を取付け使用量に応じた料金の支払いにより使用できる。
- (16) 本工事で生じた養生材のうち、監督官が指示する鉄屑等については、重量の測定後、種別毎に整理したうえで指定場所へ搬入し、所定の図書添えて監督官に引き継ぐものとする。その他の発生材については受注者の責任において全て場外へ搬出、関係法令等に作業適正に処分するものとする。（B 工区の発生材は、海自佐世保修補給所（相浦駐屯地から約 8 k m）へ搬入する事。）
- (17) 作業終了時は、現場の清掃及び片付けを実施するものとする。
- (18) 本設計図書に記載されている寸法等は標準寸法であるため、施工に先立ち現地調査のうえ実施するものとする。
- (19) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。
- (20) 作業従事者は日本国籍を有すること。

5 特記事項

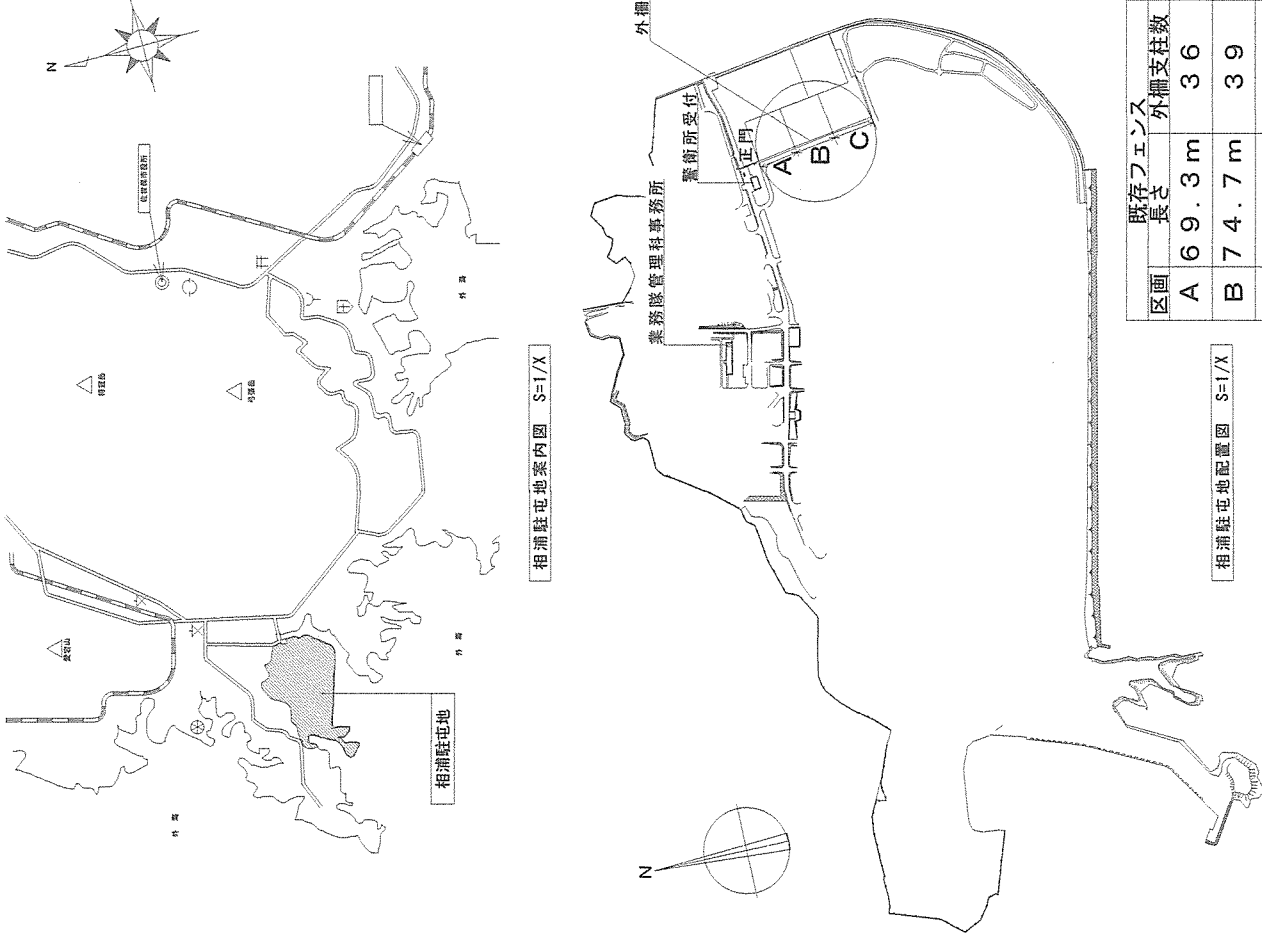
- (1) 本工事の施工間、官舎側からの侵入を防ぐ協議を監督官と実施すること。
- (2) 本社仕様書及び図面記載寸法は標準寸法につき、作業に際して細部を原寸確認し作業を実施すること。
- (3) 柵の地盤面から下脚材の下端までの隙間 6 0 m m ～1 0 0 m m を標準とする。
- (4) 柵を構成する各部材は、風荷重に対して十分な強度をもつものとする。（一部、高さの異なる柱が必要）
- (5) 柵柱及び阿緑の防錆処理は、「JIS H 8641 溶融亜鉛メッキ」の 2 種 H D Z163 以上を標準とする。
- (6) 柵に使用する金網、帯線、及び有刺鉄線の防錆処理は「JIS G 3547（亜鉛めっき鉄線）」の 3 種以上を標準とする。
- (7) 各スパンごと施工を完了していくものとし、開放したその日のうちに施工を完了する。
- (8) 柵に使用する部材のカタログ等を事前に監督官に提出し、承認を得る事。
- (9) 撤去する際、ネットフェンス支柱の根本と基礎ブロックをカット（切断）し別々に分ける事。
- (10) 施工開始時期については、他工事の施工期間と混交するため、細部を協議し開始するものとする。

6 検 査

- 竣工後、必要書類の提出及び検査官による竣工検査をもって検査合格とする。

7 提出書類

- (1) 種類・部数
- (ア) 工程表 1 部（契約後すみやかに）
- (イ) 現場代理人等-指名通知書 1 部（契約後すみやかに）
- (ウ) 工事打合簿、工事日誌 1 部（その都度）
- (エ) 施工体制台帳の写し 1 部（工事施工前及び変更時）
- (オ) 作業写真 1 部（工事完了後すみやかに）
- (カ) 発生材引渡書 1 部（必要時のみ、引渡時）
- (キ) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し 1 部（搬出後速やかに）
- (ク) 各種報告書、試験成績書等 1 部（工事完了後すみやかに）
- (ケ) その他指示された書類（その都度）

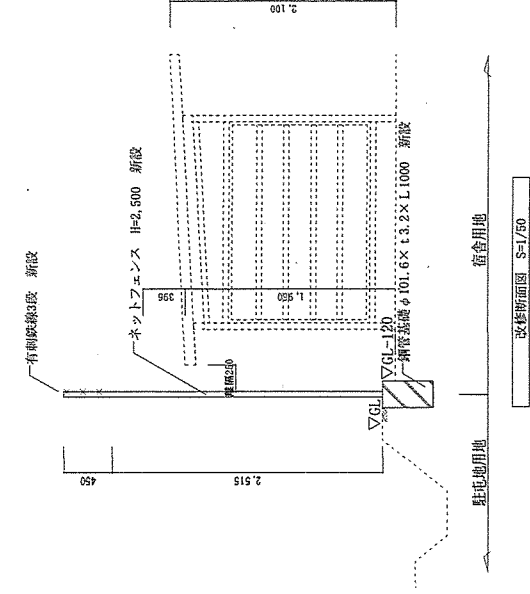
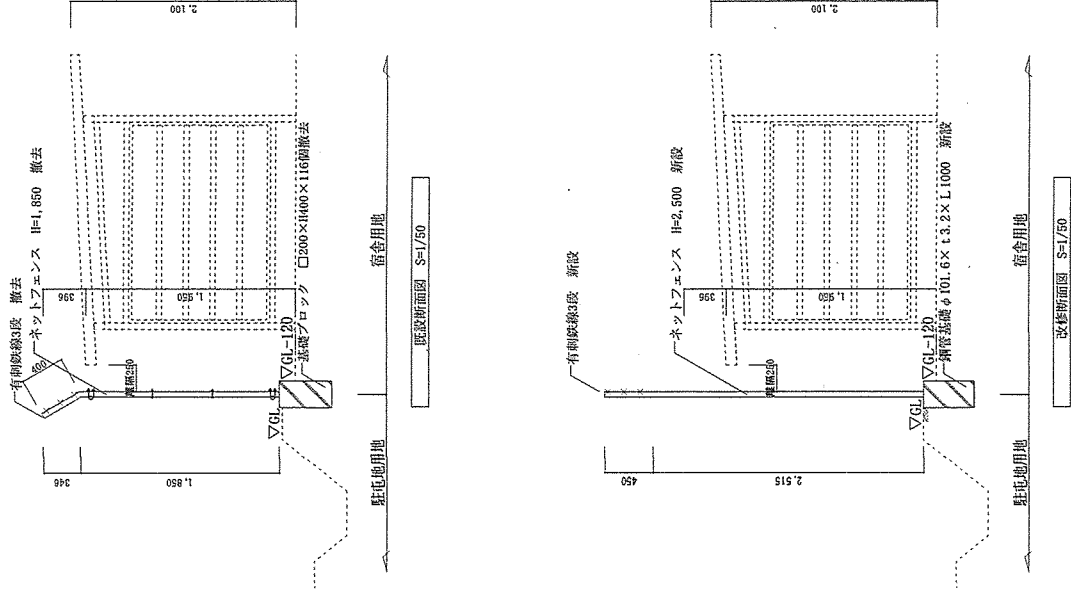
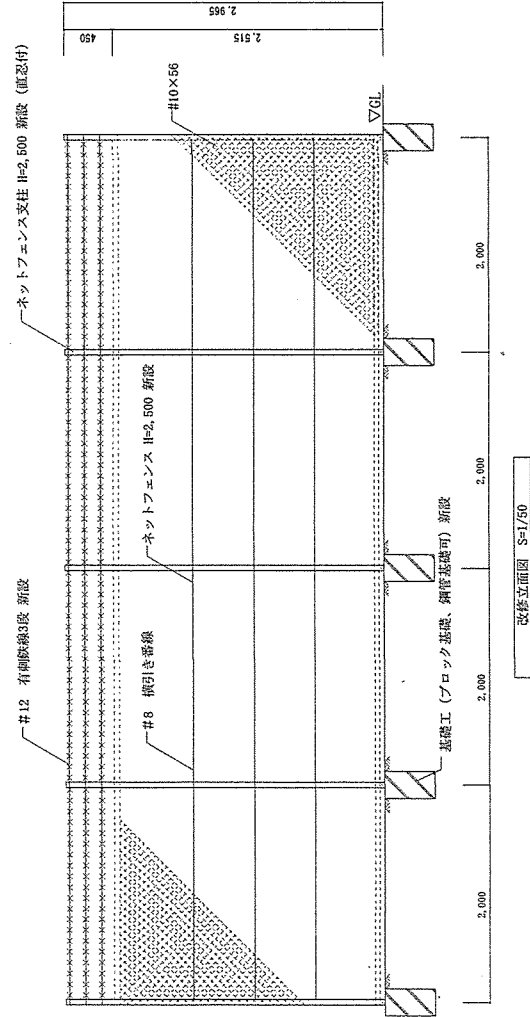
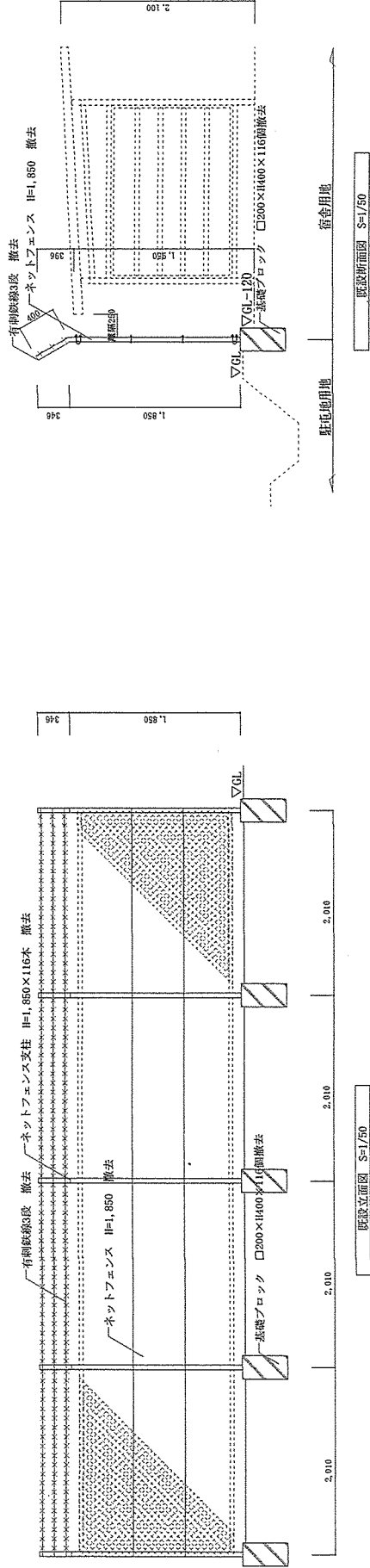


相浦駐屯地案内図 S=1/X

相浦駐屯地配置図 S=1/X

| 既存フェンス |           |
|--------|-----------|
| 区画     | 長さ 外柵支柱数  |
| A      | 69.3 m 36 |
| B      | 74.7 m 39 |
| C      | 80 m 41   |

|               |          |      |      |
|---------------|----------|------|------|
| 件 名           | 相浦外柵改修工事 | 図面番号 | 2/3  |
| 図 名           | 仕様書      | 縮 尺  | —    |
| 陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊 |          | 令和8年 | 7月9日 |



|    |               |        |     |
|----|---------------|--------|-----|
| 件名 | 相浦外柵改修工事      | 図面番号   | 3/3 |
| 図名 | 計画図           | 縮尺     | —   |
|    | 陸上自衛隊相浦駐屯地業務隊 | 令和8年7月 | 〇日  |

入 札 書

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊相浦駐屯地  
第363会計隊長 酒井 博未 殿

住 所  
会 社 名  
役 職 名  
代 表 者

金¥

(税抜)

担 当 者  
連 絡 先

内 訳

| No.             | 品 名      | 規 格         | 単 位 | 数 量 | 単 価 | 金 額 |
|-----------------|----------|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 1               | 相浦外柵改修工事 | 仕様書のとおり     | セット | 1   |     |     |
|                 |          | 以下余白        |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
|                 |          |             |     |     |     |     |
| 納 地 ( 履 行 場 所 ) |          | 陸上自衛隊 相浦駐屯地 |     |     |     |     |
| 納 期 ( 工 期 )     |          | 令和9年3月10日   |     |     |     |     |

※ 当社(当団体)は、入札等参加者心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。  
※ 「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札見積いたします。」